

## 事故周知・再発防止〔令和5年度発生事例〕

災害の種類	人身事故	工事区分	●●●業務委託
事故内容	工事事故	被災者	性別・年齢 ●性・●歳
被災状況	第3腰椎圧迫骨折	職業	交通誘導員

### [災害の概要]

#### □現場の状況:

応急復旧中の●●●●橋にて、●k上流の●●水位計(●●●●●)の水位が●m(氾濫注意水位)を超過したため、小規模業務委託で通行止規制を行った。その際、工事用通行止規制看板を設置し、迂回路誘導箇所の交差点に交通誘導警備員を配置したもの。

#### □事故の概要:

●●●●橋左岸側に設置した工事用通行止規制看板が、台風による突風で転倒し、交通誘導員の左腕に当たった。その衝撃で尻餅をつき、腰を打撲したが、当日の通行止解除まで誘導作業を行った。6/6(火)に病院にてMRIを受診したところ、結果は第3腰椎圧迫骨折であった。

なお、事故当時、近隣の気象庁●●観測所では、6/2の24時から6/3の1時にかけて10分間最大瞬間で12m/sを超える風速が観測されていることから、現場付近でも同程度の突風が吹いていたことが予測される。

#### □安全対策の有無:

### [再発防止策]

#### □問題点:

①立看板の固定方法に不備があった。

・土のうを3袋(30kg×3袋)により荷重固定をしたが、突発的に生じた強風により立看板が転倒した。

②誘導員の配置位置に不備があった。

・強風時の看板の転倒まで想定せずに、風下に誘導員を配置していた。

③業務中の規制状況の安全確認に不足があった。

・通行規制時に、配置した資機材の安全確認が徹底されていなかった。

#### □防止対策:

①看板の設置方法を土のうから柱等の固定可能箇所に固定する。

・突発的に生じた強風に耐えられるように、立看板を既設標識に固定する。

それにより、立看板の転倒、飛散、誘導員への衝突ができる。

②立看板の風下に誘導員を配置しない

・事前に看板の設置箇所及び誘導員の配置位置を明示した作業計画を作成する。

・誘導員配置位置は、立看板から十分離れた位置とし、互いの役割分担を明確にする。

・サイボスレーダーにおいて、時間当たり10m/s以上の強風が予想される場合には、

事前に看板の設置状況等について再度確認をし、誘導員にも風下に立たないように周知する。

③業務中の安全確認の徹底。

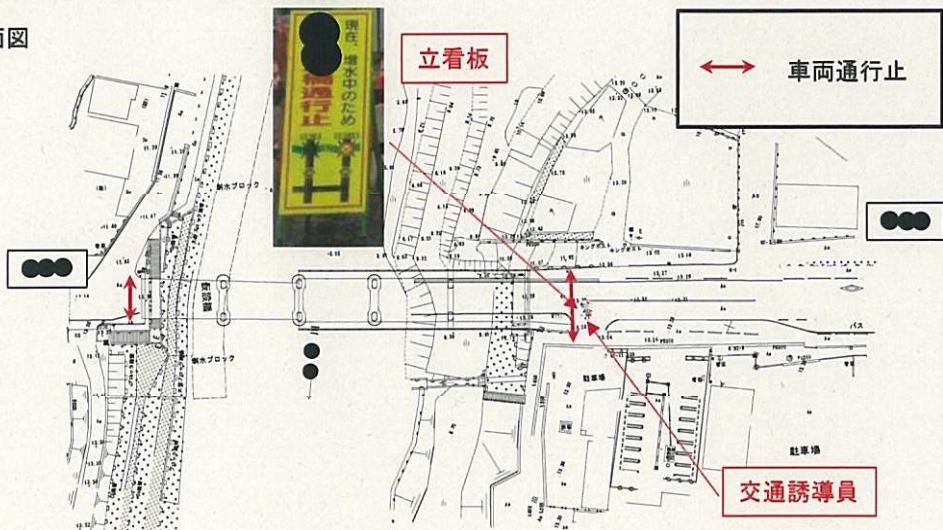
・業務前の段取確認で今回の事故について共有し、万が一配置資機材の転倒が生じても、衝突しない箇所へ誘導員を配置することを徹底する。

・時間当たり10m/s以上の強風が予想される場合には、業者が1時間に1回の頻度で、

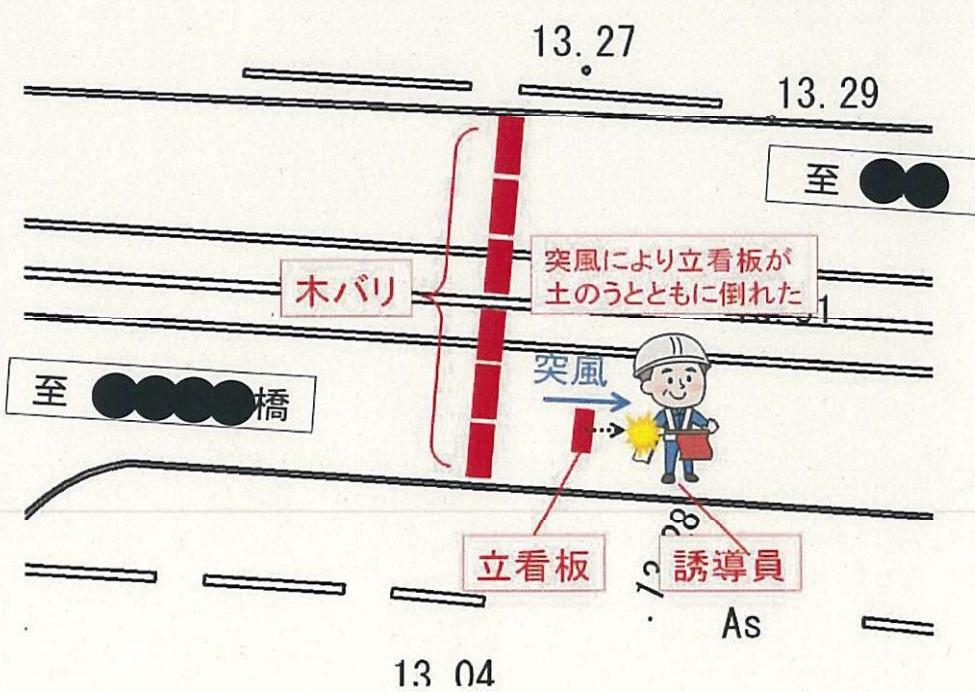
立看板、バリケード等の配置資機材の安全確認、誘導員の配置状況をパトロールする。

[事故の状況が分かる写真または図面]

平面図

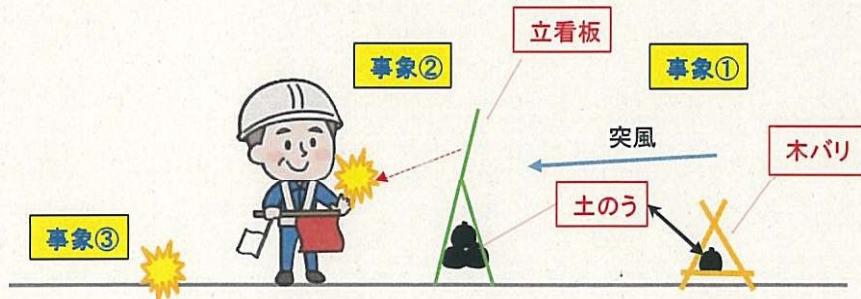


詳細図



### 横断図

- 事象① 突風により立看板が土のうとともに倒れた。  
事象② 倒れた立看板が誘導員の左腕に接触する。  
事象③ その衝撃で誘導員が転倒し、尻餅をついた。



工事看板及び掲示板の固定状況(事故発生前)

[正面図]



[背面図]



看板の設置状況

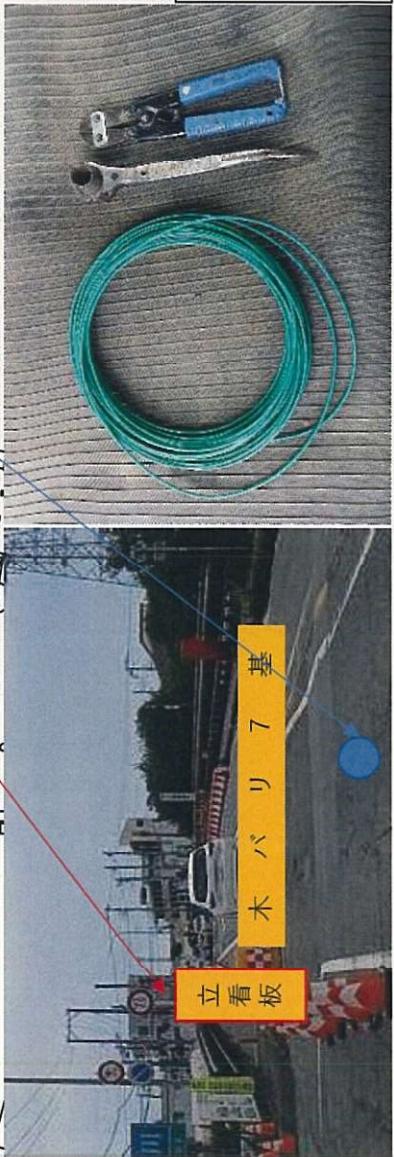
6/2 18:00時点



## 看板の転倒イメージ



# 作業計画(規制方法)



使用材料等  
・被覆の針金  
・シノ  
・番線カッター